



軽自動車などの 廃車・変更手続きは お早めに

☎ 税務課管理係 ☎ (95) 9876

軽自動車や自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を廃車、名義変更したときは、速やかに手続きをしてください。手続きをしないと、4月1日現在の所有者に1年分の軽自動車税（種別割）が課税されます。**4月2日以降に廃車や名義変更をしても、税金の還付はありません。**年度末は窓口が大変混雑しますので、早めに手続きをしてください。

該当する人は
忘れずに
手続きを
してください

- ・軽自動車などを現在所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ・ほかの人に軽自動車などを譲渡したが、名義変更をしていない人
- ・転入・転出したが、軽自動車などの住所変更をしていない人
- ・軽自動車などの所有者が死亡したが、廃車や名義変更の手続きをしていない人



毎年3月は、軽自動車の廃車、名義変更の届出が集中し、軽自動車検査協会（☎050(3816)1772）の窓口が大変混雑するので、届出は3月中旬ごろまでに済ませるように協力をお願いします。

車種	ナンバー	届出先	必要なもの
原付バイク (125cc以下)、 小型特殊自動車	碧南市	市役所税務課管理係	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車・市外の人へ譲渡の場合 ナンバープレート・現所有者の印鑑 ●市内の人へ譲渡の場合 新所有者の印鑑・譲渡証明
軽自動車 (三輪・四輪)	三河	軽自動車検査協会・愛知主管 事務所三河支所（豊田市） ☎050(3816)1772	廃車や住所・名義変更などの手続きに必要な書類 などは、届出先や届出内容によって異なります。 詳しくは各届出先に問い合わせてください。 軽自動車については、軽自動車検査協会ホームペ ージ (https://www.keikenkyo.or.jp) から見る ことができます。
自動二輪車 (125ccを超える)		愛知運輸支局西三河自動車検 査登録事務所（豊田市） ☎050(5540)2047	

👉 県外ナンバーに変更したときは税止め手続きが必要です

碧南市で課税の対象となっている「三河ナンバー」の軽自動車や自動二輪車（125cc超）を、県外で住所変更・名義変更・廃車などの登録変更をしたときは、碧南市での課税をとめる税止めの手続きが必要です。

税止めの手続きをしないと、市では車両の異動状況を把握できないため、翌年度以降も引き続き課税されてしまいます。自動二輪車は、特に税止めの手続きがされていない場合が多いので注意してください。名義変更の場合は、旧所有者に納税通知書が届き、思わぬトラブルの原因になります。

手続き
方法

- 自分で税務課管理係にいずれかの書類を1点提出
軽自動車税（種別割）申告書（報告書）、車検証返納証明書のコピー など
- 有料による代行で行う
詳しくは、運輸支局や軽自動車検査協会にて確認してください。

固定資産税の減免制度

☎ 税務課固定資産税係 ☎ (95)9879

市では、一定の条件に該当する場合に、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。令和3年度の減免を受けるには申請が必要です。

■ 高齢者等減免

対象 1月1日現在で次の①～④すべてに該当する人

※同じ敷地内に住む場合、世帯分離をしても同一世帯とみなします。

①次のいずれかの世帯に属していること

- ・高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成されている世帯またはこれらの世帯に18歳未満の人が加わった世帯）
- ・障害者世帯（身体障害者手帳1級～4級、療育手帳のA・B判定、または精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人がいる世帯）
- ・市が支給するこどもすこやか手当を受給している人がいる世帯

②市民税の所得割額（税額控除前）の世帯合計額が、36,000円以下であること

③世帯員が、居住用資産（自分の居住用に利用している土地と家屋）以外の固定資産を所有していないこと

④世帯員が所有する資産の宅地面積が200㎡(約60坪)以下で、かつ住宅延床面積が120㎡(約36坪)以下であること

持ち物 各種手帳、マイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）、本人確認書類（運転免許証など）、印鑑

■ 特定非営利活動法人（NPO法人）

減免特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、地方税法施行令第47条に規定する収益事業を営まないものが専ら直接事業の用に供する固定資産の納税義務者が対象です。詳しくは問い合わせてください。

【全共通】

申込み 3月1日(月)までに**税務課固定資産税係 ☎ (95)9879**

注意事項 減免の対象となる固定資産税・都市計画税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限ります。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、納期限前かつ納付前に必ず申請をしてください。



トラクターやフォークリフトにナンバープレートは付いていますか

☎ 税務課管理係 ☎ (95)9876

軽自動車税（種別割）は、軽自動車、自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を所有している人に課税されます（地方税法）。現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

乗用装置のあるトラクターやフォークリフトは小型特殊自動車に該当し、軽自動車税（種別割）の課税対象です。そのため、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているナンバープレート（課税標識）をつける必要があります。ナンバープレートは、公道を走行しなくても、取り付けなければなりません。

該当する車両を取得した場合や、現在未申告でナンバープレートが付いていない車両を保有している場合は、税務課で申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

■ 軽自動車税（種別割）の申告（ナンバープレート交付）方法

届出先	市役所税務課管理係 ※所有者以外でも手続きできます。	
持参するもの	販売店などから購入した車両を所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・販売証明（販売店から受け取ります） ・所有者の認印（法人の場合は代表者印） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など）
	譲り受けた車両を所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡証明（前所有者から受け取ります） ・廃車証明（前所有者が廃車した際に交付されます） ・所有者の認印（法人の場合は代表者印） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など）

- ・ナンバープレートの交付や廃止に、手数料はかかりません。
- ・ナンバープレートは、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているものです。公道を走行する場合は、保安基準に適合している必要があります。
- ・小型特殊自動車に該当しない場合、大型特殊自動車に該当する可能性があり、その車両を事業に使用している場合は固定資産税（償却資産）の申告対象です。



市税の納付は便利な口座振替で

☎ 税務課管理係 ☎ (95)9876

市税の納付には、便利で確実な口座振替が利用できます。納期限の日に、指定口座から自動的に振替納付できます。口座振替の申し込みに協力をお願いします。



- ・税目ごとに口座の設定ができます。
- ・現金を持ち歩く必要が無く安全です。
- ・納め忘れの心配がなく、納付が確実です。
- ・支払いへ出かける手間がいらず、忙しい人に便利です。

■ 対象

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税
 ※軽自動車税（種別割）を申し込んだ場合、車検用納税証明は6月上旬に郵送します。

■ 申し込み方法

窓口で申し込む場合は通帳、通帳届出印を持参してください。

● 金融機関の窓口

市内の金融機関窓口に限り申し込みができます。

● 市役所税務課の窓口

● 郵送申請

市ホームページに掲載している口座振替の依頼書を印刷・記入し、市役所へ郵送します。切手がいらぬ組み立て式の返信用封筒も併せて掲載していますので、返送時に利用してください。

■ 取扱金融機関

三菱UFJ銀行、十六銀行、愛知銀行、名古屋銀行、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合、愛知県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

■ 口座振替について

- ・振替は、申し込みをした翌々月末の納期分以降から開始されます。例えば2月に申し込んだ場合は、早くも4月分から開始されます。
- ・振替日は、納期限の最終日である月末です（12月のみ25日）。振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。
- ・振替結果は、通帳に記帳して確認してください。口座振替結果通知は発送しません。

■ 注意事項

- ・残高不足などで振替できなかった場合は、送付される「口座振替不能通知書」または「督促状兼納付書」で納付してください。
- ・一括（前納）の手続きをした人で、振替ができなかった場合は、1期分は送付される通知書などで納付してください。2期目以降は、期別で振替されます。
- ・年度途中からの一括（前納）の申し込みは、その年度に限り期別納付となります。
- ・納期限を過ぎたものや分割納付分、随時分は振替できません。

口座振替の申し込み期限

納期限の2か月前までに下表を確認のうえ、申し込んでください。なお窓口での申し込みは、金融機関または市役所での申し込み日、郵送での申し込みは市役所に届いた日が属する月を申し込み月とします。

— 申し込み期限早見表 —

下表左列の月に申し込んだ場合の、最も早い引き落とし開始期を表しています。例えば、市県民税（普通徴収）の口座振替申し込みを5月に行った場合、令和3年度2期分から引き落としが可能です。

申し込み月	市県民税（普通徴収）	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
令和3年4月	令和3年度 一括（前納）・1期	令和3年度 2期	令和4年度 全期	令和3年度 1期
5月	2期	3期		2期
6月				3期
7月	3期	4期		
8月		5期		
9月		6期		
10月	4期	7期		
11月		8期		
12月	令和4年度 一括（前納）・1期	令和4年度 1期		令和4年度 1期
令和4年1月		2期		
2月		3期		